

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月27日(木) 13時53分から15時07分

2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室

3. 出席委員(16人・議席番号順)

会長 木幡孝雄

会長職務代理者 内野淳志

委員 14人

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 会期の決定について

4 報告1 一般事務報告について

5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について

6 議案2 旧農業経営基盤強化促進法等に基づく利用権の中途解約について

7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について

8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

9 議案5 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

10 議案6 現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 3 4 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 8 番、内野委員、9 番、長谷川委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。
説 明 員	議案第 1 号、農地法第 1 8 条に基づく利用権の中途解約について説明します。今月は 1 0 件です。1 番から 5 番までは さんの農業法人設立に伴い、 さんの貸借地を解約するものです。引き続き新しい法人で継続して耕作します。 1 番、江部乙町 番 さんの解約です。 2 番、江部乙町 番 さんの解約です。

議 長 各 委 員 議 長 各 委 員 議 長	3 番、江部乙町 番 さんの解約です。 4 番、江部乙町 番 さんの解約です。 5 番、江部乙町 番 さんの解約です。 6 番から 8 番までは さんからの解約申出で登記簿地目「田」で、住宅地にある農地です。これまで長年にわたり転作田として耕作されてきましたが、水田活用の直接支払交付金の制度見直しに伴い、令和 9 年度までに水張りを行わなくてはならないのですが、畔がなく周囲が住宅地で設備もなく水田に戻すことは現状不可能で「畑」としても利益が出ないことから両方で話し合いを行い解約することとなりました。解約後は所有者が管理する形となります。J A 滝川に委託してそばを蒔いてもらうまたは草刈等を委託しながら宅地に転用して売却する方向で進めていくようです。 6 番、黄金町 番、 さんの解約です。 7 番、朝日町 番、 さんの解約です。 8 番、黄金町 番、 さんと転貸の解約です。 9 番、黄金町 番、 さんの解約です。解約後は、5 条転用で売却し宅地として利用する予定です。 10 番、江部乙町 番、 さんと さんの転貸の解約です。貸主の申出により解約後借主に 3 条売買するため解約します。 以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。 説明が終わりました。議案第 1 号、申請番号 9 番を除く 9 件について、質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号申請番号 9 番を除く 9 件について、原案のとおり可とすることよろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第 1 号、申請番号 9 番を除く 9 件について、原案のとおり決定とします。次に議案第 1 号、申請番号 9 番については、農業委員会法第 3
--	--

		1 条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員 1 4 : 0 6 退室)
議 長		議案第 1 号、申請番号 9 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。議案第 1 号、申請番号 9 番については、 原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 1 号、申請番号 9 番については、原案のとおり決定といたします。 委員の入室をお願いします。
		(委員 1 4 : 0 7 入室)
議 長		議事日程 6 番、議案第 2 号、旧農業経営基盤強化促進法等に基づく利用 権の中途解約について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 2 号の届出について説明します。今月は 3 件です。
		1 番、江部乙町 番、さんと さんの旧農業経営基盤強化促進法による 使用貸借の解約です。さんの農業法人設立に伴い、解約するものです。 引き続き新しい法人で継続して耕作します。
		2 番、江部乙町 番、600 m ² 、さんと さんの 3 条使用貸借の解約 です。解約後は、5 条転用で貸借し、農業用倉庫として利用される予定 です。
		3 番、西滝川 番、7,256 m ² 、さんと さんの 3 条使用貸借の解約 です。解約後は、5 条一時転用し、1 年間砂利採取地として利用される 予定です。
		本案件は、合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認 められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明 を終わります。
議 長		説明が終わりました。議案第 2 号について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、原案のとおり可 とすることによろしいですか。

各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 議案第2号について、原案のとおり決定とします。 議事日程7番、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転1件、貸借権1件、合計2件です。 1番、江部乙町 番、「田」118,211㎡、「畑」2,335㎡、計120,546㎡、さんとさんの賃貸借です。反当り1,000円で期間10年です。 について説明いたします。 さんの息子であるさんが代表取締役となって令和5年3月1日設立、令和5年3月16日、農業経営改善計画申請が認定されました。経営面積は299,000㎡です。の耕作面積ですが、3条で120,546㎡、この後説明する議案第5号の貸借面積が118,618㎡、さんの農地で法務局に供託している農地が、28,429㎡、さんの納税猶予を受けている農地が42,570㎡あり、その作業受託分まで含めて農業経営しているということで認定になっています。 2番、江部乙町 番筆、地目「田」64,257.38㎡、「畑」7,252㎡、さんからさんの贈与による所有権移転です。さんが旧利用集積計画で貸借していた農地ですが、さんの農地を相続したさんが老齢と遠隔地ということもあり農地の維持管理困難になってきたため、譲渡することになったものです。登記にかかる費用はすべてさん持ち、農地以外の山林原野等も一切引き受けることが条件です。さんは現在79歳で、丁目の貸借地を更新しない経緯もあり、本人に確認したのですが丁目だけに集中して5年以上やる意向だったため、現状、地区は農業者がいないということもあり、許可せざるを得ないと判断しました。以上です。 補足説明をします。生前贈与による納税贈与を受けている農地は貸借してしまうと猶予が終了して贈与税が確定してしまうので、法律上は賃貸借ではなく作業委託という形を取らざるを得ない。

		さんが遠隔地の農地耕作を手放したのは、やめる意思かと思っていたのですが、実はそうではなく 地区でまだ農業を続けるということで、3条の申請を受けることについては問題ないことから申請を受けることとなりました。
議 委 説 明 員	長 員	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 さんは経営権はあるのか。
		作業委託ということになるので、自分で作業するというよりは指示をしていくような形になると思われます。経営的にはその農地分は さんの経営ということになります。
議 委 説 明 員	長 員	他にございますか。 さんの供託の関係をもう少し詳しく説明して下さい。
		さんが亡くなったのですが、身内が一切なしという状態で、利用集積計画も契約満了し、相続財産管理人が見つかるまで供託という形を取っていました。 弁護士が相続財産管理人になったことから、財産処分して終了させたい意向があるので、 さんに売却する方向で話を進めているようです。
委 説 明 員	員	それまで財産管理は誰がしていたのですか。滝川市ですか。
		社会福祉協議会です。時間がかかったのですが、今現在動いている状態です。死亡後も農地を利用しているので、利用集積計画相当分を毎年法務局に供託していました。
議 各 委 議	長 員 長	他にございますか。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 議	員 長	(異議なしの声あり) 議案第3号については原案のとおり決定といたします。 議事日程8番、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明

いたします。今月は所有権移転3件、貸借権4件です。

1番、江部乙町 番、現況地目「宅地」、貸主 さん、借主 さん。転用面積 600 m²、農用地域内、転用目的は農業用倉庫の建築です。倉庫が雪で崩壊したため、親の農地を借り受け、新たに農機具収納庫と併せて作業スペース等も確保したものです。住居や納屋に近く出入りも容易であることから当該農地を取得することとなりました。今年度中に分筆する予定です。別添資料1に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。

2番から4番までは同一の申請となりますのでまとめて説明します。

2番、西滝川 番、現況地目「畑」、貸主 さん、借主 さん。一時転用面積 5,847 m²。

3番、西滝川 番、現況地目「畑」、貸主 さん、借主 さん。一時転用面積 15,990 m²。

4番、西滝川 番、現況地目「畑」、貸主 さん、借主 さん。一時転用面積 7,256 m²。総面積、29,093 m²、非農地が4筆、3,817 m²、計 32,010 m²、農用地域内、転用目的は砂利採取及び耕地整備です。砂利採取量は 17,295 m³、排水については掘削箇所付近にある既設雨水枥から素掘り側溝へ、最終的に 川に排水します。別添資料2に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。なお、農用地域内の一時転用なので、北海道農業会議の審議案件となります。

5番、黄金町 番、現況地目「田」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 524 m²、第一種住居地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。申請者は市内のアパートに居住しており、手狭になってきたことから住宅を新築するため当該農地を取得することとなりました。別添資料3に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。

6番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 1,213 m²、準工業地域内、転用目的は事務所の建築です。現況地目「宅地」101 m²を含む 1,314 m²に建築します。申請者は現在 町に事務所を構えていますが、新社屋を新築するため当該農地を取得すること

	となりました。別添資料3に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 7番、黄金町 番、現況地目「田」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 342 m²、第一種中高層地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。申請者は市内のアパートに居住しており、手狭になってきたことから住宅を新築するため当該農地を取得することとなりました。別添資料3に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 以上5番から7番まで用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第4号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第4号については原案のとおり決定といたします。
	議事日程9番、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 今月は貸借権の設定が15件、使用貸借2件です。1番から4番まで更新です。 1番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。 2番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。 3番、 さんから さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、8,000

	円です。地目は「田」ですが現状「畑」ということで3年としました。 4番、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、9,000円です。 5番からは新規の案件となります。 5番、江部乙町 番、地目「田」、17,346 m²、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、5,600円です。転貸満了により相対で引き続き耕作するものです。 6番、江部乙町 番、地目「田」、28,260 m²、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。 7番、江部乙町 番、地目「田」、28,260 m²、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。 さんは妻と二人で農業経営をしていたのですが、妻が傷病で稼働できないことから農業を廃業することになり、所有農地を近隣耕作者のさんとさんに貸借するものです。 8番から15番まではさんの農業法人「」の設立に伴い、耕作者がさんから「」になったものです。 8番、江部乙町 番、地目「田」、13,636 m²、さんから、期間は3年間、10a当りの賃借料は、9,000円です。 9番、江部乙町 番、地目「田」、11,975 m²、さんから、期間は5年間、10a当りの賃借料は、5,000円です。 10番、 番、地目「田」、13,409 m²、さんから、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。9番と10番ですが、9番はこれから説明するさんの隣の農地でさん同様条件の悪い農地であることから賃貸料に差が出たものです。 11番、江部乙町 番、地目「田」、6,880 m²、さんから、期間は5年間、10a当りの賃借料は、10,000円です。 12番、江部乙町 番、地目「田」、45,030 m²、さんから、期間は5年間、10a当りの賃借料は、10,000円です。 13番、江部乙町 番、地目「畑」、2,350 m²、さんから、期間は
--	--

	5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 1 4 番、江部乙町 番、地目「田」、地目「田」、11,672 m²、 さんから、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 1 5 番、1 6 番は、新規の使用貸借です。 1 5 番、江部乙町 番、地目「田」、13,666 m²、 さんから、 さん、期間は3年間、農地の状態が良くないことから引き続き使用貸借で耕作します。 1 6 番、江部乙町 番、地目「田」、10,689 m²、 さんから さん、期間は5年間、 さんが耕作していた農地を「畑」として さんが借り受け耕作します。 1 7 番、江部乙町 番、地目「田」面積 36,844 m²、「畑」1,203 m²、北海道農業公社から さんへの賃貸借で期間は令和 1 0 年 2 月 2 7 日まで、賃借料は、年額 207,520 円です。あっせんにより さんから買い入れましたが即買入が困難なため、北海道農業公社で買い受け、 さんに貸付させるものです。賃貸料 207,520 円は、売買金額 10,376,000 円の 2 %です。以上で説明を終わります。
説 明 員	今月から「旧」農業経営基盤強化促進法と説明しておりますが、農業経営基盤強化促進法については、改正により、本年 4 月 1 日より改正基盤強化促進法となっています。農用地利用集積計画のくだりについては、なくなりました。農業会議からの指導により、「旧」をつけるようになりました。
議 長	説明が終わりました。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 番、2 番及び 1 7 番を除く 1 4 件について、質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 番 2 番及び 1 7 番を除く 1 4 件について、許可申請は許可相当とすることによるのでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 番、2 番及び 1 7 番を除く 1 4

		件について、原案のとおり決定いたします。次に議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 番及び 2 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員 1 4 : 4 4 退室)
議 長		議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 番及び 2 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 番及び 2 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 番及び 2 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。 (委員 1 4 : 4 5 入室)
議 長		次に議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 7 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員 1 4 : 4 6 退室)
議 長		議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 7 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 7 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。 (異議なしの声あり)
議 長		議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 7 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。 (委員 1 4 : 4 7 入室)
議 長		議事日程 1 0 番、議案第 6 号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 6 号について説明いたします。今月は 1 件です。

	1 番、幸町 番、登記地目「田」、面積は 1,040 m²。所有者は、 で す。現況「宅地」です。申請地は昭和 3 9 年に取得した土地で、現在は 休業中の のある土地ですが地目変更が行われないまま現在に至ってお ります。売却処分を検討しているため今回の現況証明願いの届出となり ました。現況については、備考欄のとおり 3 名の農業委員とそれぞれ現 地確認をしたところです。以上審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第 6 号について、許可申請は「許可相 当」とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 6 号については、原案のとおり決定といたします。
	本日の議案については、以上でございます。その他団体推薦の委員さ んから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事日程について資料に基づき報告)
議 長	第 3 5 回総会は 5 月 2 6 日 9 時 0 0 分からということで決定します。
	以上をもちまして、第 3 4 回滝川市農業委員会総会を閉会いたしま す。皆さんご苦労さまでした。(1 5 : 0 7)